

平成25年9月17日

## 健康保険法が改正されました。

平成25年5月31日に、「健康保険法等の一部を改正する法律」(平成25年法律第26号)が公布されました。

健康保険の保険給付に関する改正内容について、次のとおりお知らせします(健康保険法第1条(改正)及び第53条の2(追加)関係)。

健康保険の被保険者又は被扶養者の業務上の負傷について、労働者災害補償保険の給付対象とならない場合は、法人の役員としての業務(被保険者の数が5人未満である適用事業所に使用される法人の役員としての業務であって、当該法人の役員以外の従業員の業務と同一であると認められるものを除く。)に起因する疾病、負傷又は死亡を除き、健康保険の給付対象となります。

なお、この改正は、平成25年10月1日以降に発生した事故に起因する業務上の事由による負傷等について適用されます。

### 参考

健康保険と労災保険の適用関係の整理について(平成24年10月に厚生労働省内に設置された「健康保険と労災保険の適用関係の整理プロジェクトチーム」等のとりまとめ)

- 1 健康保険の給付範囲を見直し、健康保険及び労災保険のいずれの給付も受けられない事態が生じないように、「労災保険の給付が受けられない場合には、健康保険の対象とすること」とする。
- 2 ただし、役員の業務上の負傷については、現行の取扱いと同様に小規模な適用事業所に所属する法人の代表者等であって、一般の従業員と著しく異ならないような労務に従事している者を除き、健康保険から給付を行わないこととする。

健康保険の給付範囲の改正(平成25年10月1日から施行)

(現 状) 業務外について健康保険の給付を行う。( 1 )

(改正後) 労災保険から給付がある業務災害以外の場合について健康保険の給付を行う。( 2 )

- 1 業務とは、健康保険法では、従来から「職業その他社会生活上の地位に基づいて継続して行う事務又は事業」と解釈していた。このため、労災保険から給付されない場合において、健康保険でも「業務上」と判断され、給付されないケースがあった。

(例：副業として行う請負業務、インターンシップ、シルバー人材センター業務等)

- 2 役員の業務上の負傷については、現行の取扱いと同様に、「使用者側の業務上の負傷に対する補償は全額使用者側の負担で行うべき」との観点から、労使折半の健康保険から給付を行わないこととする。ただし、「被保険者が5人未満である適用事業所に所属する法人の代表者等であって、一般の従業員と著しく異ならないような労務に従事している者」については、現行でも給付対象としているため、健康保険の給付対象とする。

## 関係条文

### 健康保険法

#### (目的)

第1条 この法律は、労働者の業務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産及びその被扶養者の疾病、負傷、死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

#### (目的)

第1条 この法律は、労働者又はその被扶養者の業務災害（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第1項第1号に規定する業務災害をいう。）以外の疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

#### (法人の役員である被保険者又はその被扶養者に係る保険給付の特例)

第53条の2 被保険者又はその被扶養者が法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ。)であるときは、当該被保険者又はその被扶養者のその法人の役員としての業務（被保険者の数が5人未満である適用事業所に使用される法人の役員としての業務であって厚生労働省令で定めるものを除く。）に起因する疾病、負傷又は死亡に関して保険給付は、行わない。

### 労働者災害補償保険法

#### (保険給付の種類)

第7条 この法律による保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

- 一 労働者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡（以下「業務災害」という。）に関する保険給付

## 健康保険法の改正に関する Q & A [厚生労働省保険局保険課作成]

### 【質問1】

健康保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第26号）により、健康保険法の第1条（目的規定）の改正が行われたが、その改正趣旨はどのようなものか。

### 【回答1】

現行では、被保険者が副業として行う請負業務中に負傷した場合や、被扶養者が請負業務やインターンシップ中に負傷した場合など、健康保険と労災保険のどちらの給付も受けられないケースがある。

今回の改正趣旨は、こうしたケースに適切に対応するため、広く医療を保障する観点から、労災保険の給付が受けられない場合には、原則として健康保険の給付が受けられることとするものである。

### 【質問2】

新設された健康保険法第53条の2において、被保険者又はその被扶養者が法人の役員である場合に、その法人の役員としての業務に起因する負傷等が保険給付の対象外とされているが、その趣旨及び「法人の役員としての業務」とは何を指すのか。

## 【回答 2】

(趣旨について)

今回の改正においては、原則として労災保険からの給付が受けられない場合は健康保険の給付を受けられることとした。ただし、法人の役員の業務上の負傷については、使用者側の責めに帰すべきものであるため、労使折半の健康保険から保険給付を行うことは適当でないと考えられる。

このため、被保険者等( )が法人の役員である場合に、その法人の役員としての業務に起因する負傷等については、原則として保険給付の対象外とすることとした。

被保険者のほか、被扶養者も含む。

(法人の役員としての業務について)

「法人の役員としての業務」とは、法人の役員がその法人のために行う業務全般を指し、特段その業務範囲を限定的に解釈するものではない。

(労災保険の特別加入について)

なお、中小事業主等( )については、労災保険に特別加入することによって、業務上に起因する負傷等に対し、労災保険の給付を受けられる場合がある。

以下に定める数の労働者を常時使用する法人の代表者及び役員など。

- ・金融業、保険業、不動産業、小売業：50人以下
- ・卸売業、サービス業：100人以下
- ・その他の業種：300人以下

## 【質問 3】

健康保険法第 53 条の 2 において、「法人の役員としての業務」のうち、「被保険者の数が 5 人未満である適用事業所に使用される法人の役員としての業務で厚生労働省令で定めるもの」が除外されているが、その趣旨はどのようなものか。また、「厚生労働省令で定めるもの」とは具体的に何か。

## 【回答 3】

(趣旨について)

平成 15 年 7 月 1 日以降、厚生労働省保険局通知(平成 15 年 7 月 1 日保発 0701001 号・庁発 0701001 号等)において、「被保険者が 5 人未満である適用事業所に所属する法人の代表者等であって、一般の従業員と著しく異ならないような業務に従事している者」については、その者の業務遂行の過程において業務に起因して生じた傷病に関しても、健康保険の保険給付の対象(傷病手当金を除く)としてきたところである。

今回の改正においても、その趣旨を踏まえ、被保険者が 5 人未満である適用事業所に使用される法人の役員については、その事業の実態を踏まえ、傷病手当金を含めて健康保険の保険給付の対象としたものである。

(厚生労働省令で定めるものについて)

厚生労働省令では、健康保険の給付対象となる業務を「当該法人における従業員(同条に規定する法人の役員以外の者をいう。)が従事する業務と同一であると認められるもの」(厚生労働省令第 52 条の 2)としている。したがって、役員の業務内容が当該法人における従業員が従事する業務と同一であると認められない場合には健康保険の給付対象とならない。